

2006(平成18)年7月21日

厚生労働大臣 川崎二郎 殿

平成18年度ハンセン病問題対策協議会

統一要求書

ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会
全国ハンセン病療養所入所者協議会
ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国弁護団連絡会

第1 謝罪・名誉回復について

- 1 改めて、座長より、本問題の重要性に鑑み、謝罪・名誉回復、啓発活動の必要性・重要性について意見表明されたい。
- 2 厚生労働省主催のシンポジウムについて、平成18年度の開催要項を明らかにされたい。
- 3 「ハンセン病を理解する週間」について、5月11日から23日の期間に時期を移行されたい。

第2 社会復帰・社会内生活支援

1 社会内生活支援対策の遅れ

平成13年12月25日付「確認事項」において、厚生労働省は、医療・住宅・介護・相談窓口の設置等の社会生活支援全般についてその改善・拡充に努めることを約束したが、その後、十分な社会生活支援対策が行われないうまま、4年半の歳月が経過している。特に、医療制度の整備については、何ら具体的な対策が講じられておらず、退所者及び非入所者は、医療機関を選択する権利はもとより、医療それ自体を受ける権利すら奪われている状態である。

平成17年度ハンセン病問題対策協議会において、「『ハンセン病療養所における退所者入院制度の導入』について社会復帰・社会生活支援部会を早急に開催し、協議を行う」旨の確認がなされたが、部会は1回開催されたのみで、その後、疾病対策課及び国立病院課は部会の日程調整にさえ、難色を示している。

統一交渉団は、厚生労働省の約束違反を厳しく批判するとともに、改めて、退所者及び非入所者が社会内で安定かつ安心した生活を送ることを可能にする社会生活支援策の創設・整備・充実を求める。

2 医療体制の整備・充実

(1) ハンセン病療養所において退所者が、保険診療適用のもと、退所者給与金の支給停止を伴うことなく入院治療を受けることができる制度を早急に実現されたい。

(2) 国立ハンセン病療養所を含むハンセン病及び関連疾病の治療に重点をおいた医療機関の設置と医療体制の充実

ハンセン病に関する知識・経験を有する医療従事者を配置すべき医療機関として、国立ハンセン病療養所を含めた複数の医療機関を指定すること(以下、指定医療機関という)

指定医療機関においてハンセン病の知識・経験にもとづいた適切な診断・治療を行なうことのできる医師を配置すると同時に、かかる医師を育成すること

上記指定医療機関を基幹とする医療情報提供・治療指導のネットワークを構築すること

3 総合的な社会内生活支援体制の確立

(1) 地方自治体との連携の強化

平成13年度確認事項三の4で確認された、地方自治体との連携による、医療・住宅・介護・相談窓口の設置等の社会生活支援制度を、今後一層、改善・拡充することに努め、未だ不十分な地方自治体に対しては、十分な情報提供を行うとともに、適切な助言・指導を行なうこと。

(2) 手帳制度(仮称)の導入

国及び地方自治体による社会生活支援制度を、円滑かつ有効に利用するための、手帳(利用証)制度を創設すること。

(3) 偏見差別の解消と家族に対する支援

退所者及び非入所者の安定かつ安心した社会生活の実現のために、本人のみならず、その家族をも視野に入れた偏見差別解消策及び社会内生活支援策を実現すること。

第3 在園保障

1 基本方針の確認

平成13年7月23日付「基本合意書」にうたわれている法的責任を踏まえ、入所者の意思に反して退所、転園させることなく、終生の在園を保障するとともに、社会の中で生活するのと遜色のない水準を確保するため入所者の生活環境及び医療の整備を行うよう最大限努めることを確認されたい。

2 療養所における医療の質について

- 以下の2点について厚生労働省の見解を明らかにされたい。
- (1) 多磨全生園における医療過誤訴訟(山下事件)で明らかになった療養所医療の問題点について、厚生労働省はどのように総括しているか。
 - (2) その上で、各療養所におけるハンセン病医療の質の改善及び医療安全管理をはかるため、どのような施策をとるのか。

第4 真相究明

1 検証会議最終報告書の尊重

検証会議の最終報告書については、その検証の結果を真摯に受け止め、同報告書に示された再発防止のための提言を施策に生かすべく、厚生労働省として最大限の努力をすることを、昨年の協議会でも確認されてきたところである。

(1) ロードマップ委員会の推進

再発防止のための提言を具体化するために検証会議が設置を要請し、昨年の協議会において平成17年度中の立ち上げを約束されていた「ロードマップ委員会」について、現在の進行状況と平成19年度予算の確保について説明されたい。

(2) 最終報告書の普及・活用

検証会議最終報告書の出版および要約版の英訳を昨年の協議会で約束されたところであるが、現在の進行状況について説明されたい。

(3) 強制墮胎・胎児標本等に見られる非人間的扱いに対する謝罪と名誉回復

検証会議の胎児等調査特別報告で明らかにされた検証結果については、厚生労働省としてこれを重く受け止め、強制墮胎・胎児標本等により、非人間的扱いをされた関係者に対して、人間の尊厳と名誉を回復するために、検証会議の提言を尊重して、誠意ある処置をとることを昨年の協議会で約束されてきたところである。

この点について、厚生労働省としての今後の取り組みを説明されたい。

とりわけ、全国ハンセン病療養所入所者協議会が必要不可欠とする「国および施設当局による直接の慰霊、謝罪の意の表明」については、厚生労働大臣または副大臣が、胎児標本の有無にかかわらず全ての療養所を訪問して、謝罪と慰霊の意を尽くすよう求める。

2 ハンセン病資料館の充実と資料保存について

- (1) 新しいハンセン病資料館開館について現在の進捗状況を説明されたい。
- (2) 新しいハンセン病資料館の名称は、熊本判決を踏まえて建立される経過に鑑み、単に「ハンセン病資料館」とすべきである。この点につき、厚生

労働省の考えを示されたい。

- (3) ハンセン病資料館懇談会の中間報告を踏まえ、各ハンセン病療養所に保存されている資料についても、その実情に応じ、資料保存のための措置を講じられたい。

3 歴史的建物等の保存・復元について

- (1) ハンセン病政策の歴史・実態を伝える各施設内の建物等については、速やかに現状調査の結果を整理し、統一交渉団との協議を踏まえて、国の責任において保存復元のために必要な措置を講じられたい。
- (2) とりわけ、苛酷な歴史を持つ草津楽泉園の重監房跡地には重監房建物を従前使用されていた当時のままの形で復元するよう求める。

第5 将来構想

1 療養所の将来構想をめぐる情勢

- (1) 療養所の将来構想をめぐることは、入所者の減少と高齢化が急速に進行している状況下で、「社会の中で生活するのと遜色のない水準を確保する」ための施策の確立が急務となっている。
- (2) しかるに、厚生労働省としては、施設整備の一環として居住棟の集約化を進める以外に療養所の将来構想については、何ら施策を具体化することを怠っている。
- (3) そのうえで、厚生労働科学特別研究事業として実施されている「国立ハンセン病療養所の将来状況と対策の研究」(主任研究者長尾榮治)の平成17年度総括研究報告書では、
離島、山上、僻地の療養所名を特定したうえで、現実的な将来像の選択肢として、転居という方向性が呈示され、
他機能の導入や併設を否定する、といった内容が盛り込まれている。
このような方向性や内容は、現状のままでは、統一交渉団と厚生労働副大臣との間で、平成13年12月25日に締結された確認事項が実行不可能であることを示したものと看做されるをえない。

2 要求事項

- (1) 長尾研究報告書に提示された上記の方向性についての厚生労働省としての見解を明らかにされたい。
- (2) ハンセン病問題対策協議会における平成13年12月25日の確認事項を改めて確認したうえで、その実現のための具体的方策のあり方を協議するため、奄美和光園に限定した将来構想作業部会を、将来構想全般を協議する作業部会とされたい。